

社会福祉法人清武社会福祉会の役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清武社会福祉会(以下、「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬及び費用等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬等を支給するものとする。役員の報酬等は、常勤役員にあつては、月額報酬、賞与、通勤手当とし、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び通勤手当は支給しない。

2. この法人の職員を兼務し、職員給与等が支給されている常勤役員に対しては、報酬等は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬額は、別表第1「常勤役員の報酬」による。

2. 各々の常勤理事の報酬額は、前項に基づき理事会において決定する。
3. 賞与については、別表第2「常勤役位の賞与」に定める算式により算出される額
4. 通勤手当については、職員給与規程により支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第3「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
ただし、理事会等会議への出席及び監事監査への出席並びにその他法人施設業務のための出勤に対する報酬は支給しない。

- (2) 評議員の報酬は、定款第8条に定める額を上限とし、別表第4「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第6条 役員及び評議員が、職務の執行のため出張する場合は、別表第5「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

- 2 前項にかかわらず、常勤役員については、職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。
- 3 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(重複支給の防止)

第7条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

1. 報酬等については、四半期ごとに支給する。
2. 賞与については、毎年6月及び12月とする。
3. 評議員に対する報酬は、評議員会出席時及び法人業務を行った都度支給する。
4. 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
5. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、その金額を控除して支給する。

(報酬等の計算方法)

第9条 月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の末日まで日割り計算により支給する。

2. 常勤役員が月の途中で退任、又は解任された場合は、当該月の初日から退任し又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。
3. 前2項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日から当該月の休日を除いた日数で除して得た額とする。
4. 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する報酬は支給しない。ただし、本規程等で別に定める場合は、その規定による。
5. 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該報酬締切期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。1時間当たりの金額の計算方法は、報酬を

その月の所定勤務時間で除した額とする。

6. この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数について、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数のあるときは、その端数金額は 1 円として計算する。

(公 表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表第1（常勤役員の報酬）

（1）理事

役職名	報酬の額
理事長	年額120万円(月額10万円)
業務執行理事	年額60万円(月額5万円)
理事	年額30万円(月額2万5千円)

会議等出席報酬	日額
理事会等会議への出席	支給しない
上記の他、法人施設業務のための出勤	支給しない

（2）監事

役職名	報酬の額
監事	年額12万円(月額1万円)

会議等出席報酬	日額
監査等への出席	支給しない
理事会等会議への出席	支給しない
上記の他、法人施設業務のための出勤	支給しない

別表第2（常勤役員の賞与）

支給月	支給額
6月	月額報酬の1箇月分
12月	月額報酬の1箇月分

別表第3（非常勤役員の報酬）

（1）理事

役職名	報酬の額
理事長	年額120万円(月額10万円)
業務執行理事	年額60万円(月額5万円)
理事	年額30万円(月額2万5千円)

会議等出席報酬	日額
理事会等会議への出席	支給しない
上記の他、法人施設業務のための出勤	支給しない

（2）監事

役職名	報酬の額
監事	年額12万円(月額1万円)

会議等出席報酬	日額
監査等への出席	支給しない
理事会等会議への出席	支給しない
上記の他、法人施設業務のための出勤	支給しない

別表第4（評議員の報酬）

会議等出席報酬	日額
評議員等会議への出席	6,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	6,000円

別表第5（旅費交通費）

区 分	旅費交通費
車賃(自家用車)	1 k m毎に37円
公共交通機関	実 費
日 当	県内1,500円 県外2,500円
宿泊料	一夜につき 県内10,000円 県外12,500円
食卓料	一夜につき 2,500円
必要経費	実 費